補充名簿の調製について

今回の選挙に使用される有権者名簿は、昭和三十八年九月十五日現在で調製され、同年十二月二十日に確定した「基本選挙人名簿」と、この選挙のために新しく、次の日程により「補充選挙人名簿」がつくられます。

名簿調製現在期日　一月十九日
申請期間　一月二十日～一月二十二日
調製期限　一月二十三日
縦覧期間（異議申立期間）　一月二十四日
異議決定期限　一月二十五日
確定期日　一月二十六日

以上の日程により補充名簿がつくられますから、次の事項に該当される方は必ず申請して下さい。

○基本選挙人名簿確定後において、次の各号に該当することにより、選挙権を有するに至った者。

(イ)昭和三十九年一月十九日までに満二十年に達する者
即ち昭和十八年十二月二十二日から、昭和十九年一月二十までに、生れた者

(ロ)昭和三十九年一月十九日までに、三ケ月の住所期間を充足するに至った者
即ち昭和三十八年六月十六日以後、昭和三十八年十月十九日以前から、引続き岩室村に住所を有している者

(ハ)基本選挙人名簿に登載されるべき者で、その名簿からおちていた者

(ニ)その他法律に定められている者

すべて申請制でありますから、よく読んで、申請期限に おくれない様に願います。

申請用紙は、役場、又は各支所に準備してあります。

法定選挙費用は

村長　一八五、三〇〇円
議員　一〇一、七〇〇円
に決まる

実費弁償及び報酬の額

選挙運動に従事する者及び労務者の一人に対して支払出来る実費弁償の額は次の通りです。

一、弁当料
一食につき一五〇円以内
一日四五〇円以内（弁当を提供しないで他の方法で食事をとった場合も一食一五〇円以内）

二、茶菓料
一日に五〇円以内
選挙運動のために使用する労務者に対して支給することが出来る報酬の額

一、日額七〇〇円以内
弁当を提供した場合は実費に相当する額を差引いた額

二、超過勤務手当
七〇〇円の五割以内、選挙運動のために使用する事務員に支給出来る報酬の額

一、報酬を支給出来る事務員の数（選管へ届け出た者でなければ支給することが出来ない）
村長……三人
議会議員……二人

二、報酬の額
一日七〇〇円以内（弁当を提供してもその分を差引く必要はない）

選挙運動に関して支出出来る金額

	村長	議会議員
一、村長	一八五、三〇〇円	
二、議会議員		一〇一、七〇〇円
〔人数割〕	一八五、三〇〇円	一〇一、七〇〇円
〔固定額〕	一〇〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円

公明選挙運動の推進について

岩室村選挙管理委員長　宮野源一郎

本村は来る二十八日村長、村議会議員の二つの一般選挙の執行で、合併後初の大選挙制に改正せられ、村長は記号式で投票用紙は黒色議員は自書式で投票用紙は赤色になっております。

公明選挙を正しく、明るいものにしようという運動は、今に始まったものではありませんが、みにくい状態がないよう、村民の皆様から盛りあがって「地域」「職場」の浄化、粛正に努め、個人や団体の利己的な打算に利用してはなりません。

有権者一人一人に、選挙についての常識を主権者として、自覚をしっかりと身につけて貰うことの必要性が痛感される訳です。

本村には三部公民館長が、岩室村公明選挙推進協議会長となられ、選挙人の自由に表明する意思によって、公明かつ適正に行なわれる事を確保し、民主政治の健全発達を期する事を目的として居ります。

よって全村民が推進員となられ、違反者が出ないよう公平な立場で、自主的にする運動ですから、自己の考え方を他人に押しつけたりする事のないよう、くれぐれもお願いします。

本村の政治の主人公である私たち住民が、直接その意志を表明する四年に一度の機会です。

私たちの愛する岩室村の進む道は、有権者が行使する投票によって決まるという事が出来ます。

つまらない義理や利害にまどわされたり、誘惑に負ける事なく、正しく公明な選挙をして下さい。

また有権者は一人残らず棄権しないで、まごころこもった投票をするよう心から希望致します。

明るく、正しい選挙を

公明選挙推進委員　赤川綾子

明るい政治が行なわれるために、正しい公明な選挙が行なわれますようにと、公明選挙連盟では標語を募集したり、スローガンを大きく掲げ、声を大きくして公明選挙を徹底させるべく運動しております。

にもかかわらず、我国の選挙は、回を重ねる度ごとによくなるどころか、悪くなるという評判を受けているということです。

不公明な選挙、腐敗した選挙、此の悲しむべき事実に対して私共有権者はもちろんのこと、選ばれる方々も強く反省しなければならないと思います。

一月二十八日は岩室村の行政を司る方々を選ぶ大切な日で御座います。

この選挙の意義とねがい

和納三区、商業　佐藤幸男

今までの四年間は広域水道の施設や、田中商事の誘致はあったにせよ、総体的にはすべてのものが、地ならしされ、土台作りのなされた期間であったと思う。

この基盤の上に「どんな柱を立て、間取りをするか」謂る新村百年の大計は、この選挙にかかっていると云っても過言でないと思う。

いうまでもなく、学校の統廃合と庁舎問題を始め、農業構造の体質改善や、国民温泉指定に伴う一連の観光事業、抜本的沿岸漁業対策等々私どもが考えるだけでも、これら重要課題が山積している。それだけに今度の選挙の持つ意義の深淵さがあり、立候補者の責務とそれによせる全村民の期待はまことに大きい。

すべて刻々と加速度的に変貌する昨今の時勢である。視野を広く持ち確固たる意見を堂々と述べ得る人、民主政治の基本的な原理をわきまえ、村全体の将来を考え得るであろう人をよく考えて選びたい。私たちのこの貴重な一票一票に、私たちの生活権がかかっているのだから。

有権者の皆様、真の公明選挙の主旨である一人一人が自由な立場でよく考へて不正のない、本当の意味での「清き一票」で自分の信じる人を選ぼうではありませんか。

有権者はあたえられた権利によって、悔のない選挙を行い、又選ばられた方々は有権者の方々の期待にそうべく努力したならば、立派な政治が行なわれ、立派な村作りが出来ることと信じます。

岩室村の選挙が「明るい正しい選挙」でありますように、そして健全な民主政治が行なわれますよう切に念願致します。